

企画提案書等作成要領

生駒市図書館は、昭和62年3月15日に開館し、以来、全国的にみても大変利用の多い図書館として市民の読書活動に寄与してきた。

しかし、開館から37年が経過し、社会状況も変化しているなかで、図書館の役割が単に資料の貸し借りだけでなく「まちづくりの拠点としての図書館（生駒市総合計画第2期基本計画）」ということが求められるようになってきた。そこで、令和5年度に図書館リニューアルワークショップを実施し、そこで出された市民の意見をもとに、下記の方向性が決定した。

生駒市図書館リニューアルの方向性

1. 地域コミュニティの交流の場としての図書館
2. 身近で落ち着く場所
3. 生活のハリと変化がある場所（交流と遊び心）
4. 長く過ごせる場所
5. 人生に広がりを持たせられる場所

別紙「生駒市図書館リニューアル概要書」において、生駒市図書館の現状と課題を、リニューアルの方向性に沿ってまとめた。この概要書を参考に、具体性、実現性のあるプランを作成されたい。

また、リニューアルの方向性が示す図書館像を実現するために、「生駒市や地域に対する郷土愛」、「SDGsの理念」、「ユニバーサルデザイン」にも留意してデザインすること。

1. その他注意事項

(1) 肖像権、著作権等について

契約履行過程で生じた制作物の素材（イラスト等含む）に発生する所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び全ての著作権はすべて生駒市に帰属するものとする。

また、受注者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。

成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者は当該原著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、権利を有する第三者から成果物にかかる使用の許可及び事後についても権利の主張を行わない旨の許諾を得ておくこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

(2) 図書館資料の撤去について

工事前に図書館資料はすべて撤去し、工事終了後に戻すこととする。撤去及び戻し作業は図書館が行う。

2. 提出物

部数は、原本1部・副本10部。原本と副本が識別できるようにしておくこと。

※副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。

① 平面計画図（任意様式 A3横 2枚以内）

- ・書架及び什器・備品の配置

② 書架及び備品（任意様式 A3横 3枚以内）

- ・書架及び備品リスト
- ・書架及び備品の姿図等（カタログ等の写真可）

③ 内観デザイン（任意様式 A3横 枚数制限なし）

- ・空間イメージ（パース等）
- ・内装イメージ
- ・各スペースのデザインイメージ（各エリアで、特に提案したい場所のデザイン等）
- ・設備概要、照度等

④ 説明資料（任意様式 A3横 枚数制限なし）

- ・提案のポイント
- ・「生駒市図書館リニューアルの方向性」をどのように反映させたか
- ・ゾーニングの説明
- ・書架及び備品の説明
- ・内観デザインの説明
- ・リニューアル工事概略工程表
- ・その他独自提案

3. その他

- (1) 企画提案書の作成および提出にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の変更、撤回及び返却は認めない。
- (3) 複数の企画提案書を提出することはできない。